

業務指示書

バングラデシュ国ダッカ国際空港拡張に係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年3月2日 12時 まで

問合せ先：調達部 中野 勉 Nakano.Tsutomu@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年3月7日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなりません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：空港計画に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/空港計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：空港設計に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 航空需要予測】

- 1) 類似業務の経験：航空需要予測に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 土木施設計画（マルチモーダル・ハブ整備）】

- 1) 類似業務の経験：交通網整備に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年3月11日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
地形調査, 地質調査, 測量調査に係る再委託費 (再委託しない場合は当該業務に係る直接経費 (直接人件費, その他原価, 一般管理費等は含まない))
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険 (戦争危険担保特約) あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター (Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(BDT1 = 1.547 円, US\$1 = 118.74 円, EUR1 = 129.55 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/空港計画

航空需要予測

土木施設計画（マルチモーダル・ハブ整備）

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.25 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年3月28日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
 バングラデシュ国ダッカ国際空港拡張に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/空港計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 航空需要予測	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 土木施設計画（マルチモーダル・ハブ整備）	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

バングラデシュは近年、年平均 6%以上の経済成長を遂げており、これを背景に、首都ダッカの国際空港の航空旅客の年平均増加率は 10 パーセント近い水準に達するなど、航空需要が急速に拡大している。ダッカ国際空港 (Hazrat Shahjalal International Airport (以下)「HSIA」という。)は、バングラデシュ国内で離発着する 7 割近くの国内・国際便が利用しており、急成長する社会経済活動を支えるインフラとして重要な役割を担っている。

現在の HSIA の施設は、対応年間旅客数を 800 万人と見込んで整備されているが、2035 年までのマスタープラン (2015 年作成)によれば、2019 年に収容能力を超える見込みとなっており、これに対応するため、バングラデシュ政府は、HSIA のターミナル拡張 (第三ターミナルの新設)、国道へのアプローチを含む周辺インフラの整備、第二滑走路の新設等の整備計画を検討している。特に、第三ターミナルの建設と周辺インフラの整備については、バングラデシュ政府の次期開発戦略 (第 7 次五か年計画)においても重要案件として位置づけられており、早急な事業化が期待されている。また、HSIA は、ダッカ市街地から約 17km 北に位置しており、将来は都市鉄道や高速道路と接続させる計画もあるため、HSIA へのアプローチ部分は他の交通モードとの結節点 (マルチモーダル・ハブ) とする計画がある。

HSIA においては、無償資金協力「航空保安設備整備計画」(2014 年～)を通じた航空保安設備の整備も行われており、航空機の目的地空港への誘導・着陸の安全性確保、航空機事故発生時対策、テロリスト対策等が図られる見込みである。しかしながら、今後の更なる需要増加への対応と利便性・安全性の確保のためには、上述の通り中期的な HSIA の拡張計画の具体化が喫緊の課題となっている。

2. 業務の概要

(1) バングラデシュ政府側カウンターパート機関

民間航空局 (Civil Aviation Authority of Bangladesh: CAAB)

(2) 業務対象地域

ダッカ

3. 業務の目的

本業務は、HSIA 拡張にかかる既存の開発方針及び関連計画の確認、将来需要予測の見直し、本邦技術導入可能性の検討等、今後必要となるインフラ整備計画の策定に向けた必要な情報収集及び分析を行い、HSIA 拡張計画の事業化に向けた支援ニーズの把握を行うことを目的として実施する。

4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものとする。

5. 業務実施上の留意事項

(1) 航空需要分析の見直しについて

既存の HSIA 拡張に係るマスタープランは、基本的に GDP を説明要因として航空需要を予測しているが、バングラデシュ人・外国人別の需要動向の分析、輸出貨物・輸入貨物別の分析、近年多くの国で顕著な需要増加要因となっているローコストキャリアーによる運賃低下の影響等について十分な分析が行われていない。本業務にあたっては、これらの航空需要増加の

要因について詳細な分析を行った上で、それを踏まえた効率的かつ時宜を得た HSIA の拡張事業を計画する必要がある。

(2) 周辺インフラ整備について

HSIA は、国道、高架高速道路、都市高速鉄道 (MRT)、バス高速輸送システム (BRT) 等、複数の交通ネットワークと接続する予定であり、円滑な乗継を可能にする結節点としてマルチモーダル・ハブの建設が計画されている。他にも HSIA の周辺インフラの整備については、民間及び政府による計画が複数存在するため、それらの関連計画にかかる情報収集・分析を行う。マルチモーダル・ハブの建設については、道路交通橋梁省が実施機関となることが見込まれているが、計画中の BRT 案件への組み込み、PPP での実施等、複数の計画が提案されており、バングラデシュ政府の方針が明確ではない。本調査では、マルチモーダル・ハブの建設に関連する計画について情報収集・整理を行った上で、資金ソースを分けた段階的な整備の提案を行うと同時に、HSIA 拡張事業に含めるべきスコープを検討する。

(3) 早期案件化に向けた提言

バングラデシュ政府は、HSIA 拡張計画を早急に実現し、将来の航空需要に対応したいと考えているため、フェーズ分け、調達手続きの迅速化、工法の工夫、先行調査 (貸与資料) の活用による早期着工・工期短縮の提案が期待されている。第三ターミナルの建設だけでなく、既存ターミナルの改修や周辺インフラ整備も含めて、HSIA 拡張計画の早期着工・完工を可能にする提案を行うことが望ましい。

(4) 本邦技術の活用

施工方法の検討にあたっては、バングラデシュ政府のニーズ及び意向を十分に把握した上で、本邦技術の活用を検討し、その結果を JICA に報告する。「質の高いインフラパートナーシップ」等、日本政府の方針についても確認した上で、活用可能なスキーム、キャパシティビルディング及び技術波及効果の観点も踏まえて包括的な提案を行うことが望ましい。

(5) 関連報告書の活用

バングラデシュ政府は、HSIA 拡張に係るマスタープラン調査を実施済みである。また、JICA は、2014 年から無償資金協力「航空保安設備整備計画」を実施しており、HSIA の現状については、「バングラデシュ国 航空保安設備整備計画準備調査報告書 (先行公開版)」(2014 年 4 月) のなかで整理されている。本調査では、同報告書を基礎資料として精査の上、不足する情報および見直しが必要な内容について調査、分析を行うこととする。

(6) 資金協力事業資料としての活用について

本調査でとりまとめる調査結果については、HSIA 拡張のための資金協力事業の審査資料の一部として取り扱う可能性がある点に留意すること。資料のとりまとめについては、調査の過程で随時、JICA と十分な協議をすること。なお、バングラデシュ政府関係者に本調査結果がそのまま資金協力事業として実施されるとの誤解を与えないよう配慮すること。また、本調査結果に係る守秘義務を遵守すること。

資金協力に向けた協力準備調査の実施及び審査にかかる JICA ミッションの派遣については、本調査とは別に行うことを想定している。

6. 業務の内容

上記「1. 業務の背景」、「3. 業務の目的」及び「5. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、以下に示す業務の内容について、効率的・効果的に業務を実施するために必要な調査方法・工程等を、国内準備期間、現地調査及び帰国後の作業ごとに具体的にプロポーザルに

において提案すること。

(1) 関連資料・情報の収集・分析

既存の関連資料・情報を整理、分析、検討する。また、調査に必要なデータ類を整理し、現地調査での作業内容及び重点項目等を把握する。

(2) 現地調査に向けた先方関係機関への質問票作成

調査にあたって関係機関に確認・質問する事項及び情報収集する必要のある資料・データのリストをとりまとめる。

(3) 調査の基本方針、方法、工程、手順等の検討

調査の基本方針、方法、工程、手順、実施スケジュール、実施体制、要員計画等を検討する。

(4) インセプションレポートの作成

上記の内容を取りまとめてインセプションレポートを作成する。

(5) インセプションレポートの説明および協議

インセプションレポートをバングラデシュ政府側に提出、説明、協議し、その内容に概ねの合意を得る。また、カウンターパートの配置についてバングラデシュ政府側と調整を行う。

(6) 現状把握

バングラデシュ、周辺国及び世界的な社会経済状況、バングラデシュの HSIA を含む国内主要空港、周辺国主要空港の航空輸送サービスの現状（過去 10 年の国際・国内線別の旅客数、貨物取扱量、発着回数、乗り入れ航空会社、機材等）及び空港概況（既存施設、運用状況、就航率、アクセス等）を取りまとめる。また、バングラデシュの航空政策、空港整備計画、関連組織、財務制度、HSIA の周辺土地利用及び環境問題、HSIA を利用している本邦物流会社の現状把握を行う。

(7) HSIA の将来需要予測の検討

上記 6. (6) の社会経済分析を踏まえて社会経済フレームを設定し、HSIA の航空ネットワークにおける位置づけを考慮した上で、航空需要の推移等の分析を行う。この分析結果に基づき、将来の社会経済フレームと関連付けて HSIA の年間航空交通量を予測する。予測は、航空旅客数、貨物量および航空機離着陸回数を対象とする。航空機の離着陸回数の予測に当たっては、機材サイズ毎に航空機発着回数の推移を把握し、そのトレンドを考慮に入れ、必要に応じ平均ロードファクター（搭乗率）の推移等も活用しつつ、機材サイズ別に予測する。また、ピーク時における航空旅客数、航空機離着陸回数、空港アクセス交通量等を予測する。

(8) インテリムレポートの作成

上記これまでの調査結果をインテリムレポートとしてとりまとめる。

(9) インテリムレポートの説明・協議

インテリムレポートをバングラデシュ政府側および JICA に説明、協議して、内容について了承を得る。

(10) 既存空港の容量分析及び拡張事業の必要性・妥当性の確認

HSIA の既存施設の処理能力や施設整備に係る ICAO の安全基準の適合状況等を確認した上

で、航空需要予測の結果及び既存空港の施設容量・維持管理状況を踏まえ、今後必要となる施設整備について検討を行う。

既存の HSIA 拡張に係るマスタープランでは、以下の施設整備が提案されているが、施設整備の優先度を考慮した絞り込み及びフェーズ分けによる開発の提案を行う。

- ・ 第三ターミナルビルの新設、国内線ターミナルの移設（既存貨物ターミナルの改築）
- ・ 既存滑走路・誘導路・エプロンの延長・拡幅・改修
- ・ 第二滑走路・誘導路・エプロンの建設
- ・ 構内道路・トンネル・駐車場の建設
- ・ 国道、高架高速道路、MRT、BRT に接続するアプローチの建設
- ・ 航空保安施設、航空照明施設の整備
- ・ ユーティリティ施設の整備

（11） マルチモーダル・ハブ整備に係る検討

他の交通モード（高架高速道路、MRT、BRT）の整備計画（実施スケジュール、実施期間、進捗等）について情報収集を行った上で、円滑な乗継を可能にする結節点としてマルチモーダル・ハブの建設について基本計画を提案する。必要に応じて、バングラデシュ側の関係機関（道路交通橋梁省等）を集めたワークショップを開催し、意見を集約する。計画の策定にあたっては、日本の資金協力プロジェクトとして支援すべき対象に加えて、将来の PPP 事業としての展開も含めた段階的な支援を検討する。また、資金協力を行う際に必要な概略設計及び自然条件調査の内容を検討する。

（12） 自然条件調査のレビュー及び実施

本調査では、先方実施機関保有の資料（貸与資料）によって、第三ターミナル施設及び構内道路・トンネル・駐車場整備にかかる自然条件を確認する。必要に応じて補足的に自然条件調査を実施する可能性もある。なお、コンサルタントは、以下に想定する調査範囲について、プロポーザルにおいて根拠を示した上で独自の提案を行うことができる。

- 1) 測量調査（平板測量、縦横断測量：第三ターミナル地区・アプローチ道路、既存旅客ターミナル地区、既存貨物ターミナル等周辺 約 225 ha）
- 2) 地質調査（ボーリング調査：第三ターミナルビル、駐車場建設予定地周辺 10 本（最大深 20m）、平板載加試験：ターミナルエプロン建設予定地周辺 10 か所、室内試験一式）

なお、上記 6.（10）に記載のスコープのうち、既存滑走路の延長、第二滑走路の建設及びこれらに関連した誘導路等の建設に係る自然条件調査については、本調査において検討する HSIA 拡張事業に含めるべきスコープの検討結果に基づいて実施を判断するものとし、本業務の自然条件調査から除外している。

（13） 環境社会配慮分析

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月）（以下、JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月））に基づき、重要な環境影響項目の予測・評価を行うのに必要な情報収集を行う。主な調査項目は以下の通り。

- 1) ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、用地取得・住民移転の必要性、先住民族の生活区域、及び経済社会状況等）の確認
- 2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ・ 環境社会配慮（環境影響評価、用地取得・住民移転、情報公開等）に関連する法令や基準、手続き等
 - ・ JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）との乖離
 - ・ 関係機関の役割

- 3) スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- 4) 3)の結果に基づき、協力準備調査において環境社会配慮調査を実施する際の調査 TOR 案（調査項目、調査方法等）の作成
- 5) 必要に応じてステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

（14）本邦技術の活用に係る検討

本事業を日本型インフラ輸出の好機と捉え、本邦企業の技術の活用を検討する。検討にあたっては、関連事業や本邦企業関係者とも広く意見交換を行う。また、必要に応じて、技術紹介のための招聘（日本あるいは類似円借款案件を実施した国での事例見学）を計画・実施する。

（15）プロジェクト検討のための基礎資料作成

これまでの調査の結果を踏まえて、資金協力プロジェクト検討のための基礎資料を作成する。資金協力プロジェクトにかかる協力準備調査及び審査については、本契約とは別に JICA が行う方針である。

1) 資金協力ニーズの確認

HSIA の現状・課題分析を踏まえて、我が国の資金協力の内容としてふさわしい事業の対象、範囲、規模について確認する。

2) 資金協力プロジェクト内容の検討

上記1)を踏まえ、事業の必要性・妥当性・有効性、事業スコープ、事業実施スケジュール、環境社会配慮の妥当性、事業リスクについて検討を行い、資料を作成する。

3) その他資料の作成

資金協力の形成に際して必要な資料の作成がある場合には、調査内容を追加（契約変更）する可能性がある。

7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、ファイナルレポートを成果品とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

（1）調査報告書

1) インセプションレポート (IG/R)

記載事項：調査の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画、等

提出時期：業務開始後 15 日以内（現地調査開始前）

部数：英文 10 部（うち、バングラデシュ政府へ 5 部）、和文 5 部（全て簡易製本）

電子データ：上記報告書の PDF

2) インテリムレポート (IT/R)

記載事項：現状分析、HSIA の将来需要予測、

提出時期：2016 年 5 月中旬

電子データ：英文・和文の PDF

3) ファイナルレポート (F/R)

記載事項：本調査の全体成果

提出時期：2016 年 7 月中旬

部数：英文 10 部（うち、バングラデシュ政府へ 5 部）、和文 10 部（全て製本）

電子データ：CD-R 3 部

ファイナルレポートの巻頭には 10 ページ程度にまとめた要約を含めることとする。なお、相手国実施機関及び関係機関との円滑な協議の促進を目的として、必要に応じて、プレゼン資料や概要版を作成すること。各種配布資料の作成に必要な費用については、本見積もりに含めることとする。

ファイナルレポート以外の報告書は簡易製本により作成することとし、紙質等の印刷仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に準拠すること。また、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

(2) その他提出物

1) 議事録等

バングラデシュ政府との各調査報告説明、協議に係る議事録 (M/D) を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA および調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、終了後 3 日程度のうちに JICA に提出すること。JICA 事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、5 日前までに配布資料を JICA に提出すること。

2) 調査活動報告書

JICA の規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月 5 日までに JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告する。

3) 収集資料

本調査を通じて収集した資料およびデータは項目ごとに整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA 様式による収集資料リストを添付のうえ、JICA に提出する。

4) その他

上記の提出物のほかに、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2016年4月上旬より業務を開始し、2016年4月中旬より現地調査を行う。2016年5月中旬を目途にインテリムレポートを提出し、2016年7月中旬までにファイナルレポートを作成・提出することを予定している。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

合計 約24 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／空港計画（2号）
- 2) 航空需要予測（3号）
- 3) 土木施設計画（マルチモーダル・ハブ整備）（3号）
- 4) 建築施設計画
- 5) 土木施設計画（空港ターミナルビル及び関連インフラ）
- 6) 航空保安施設
- 7) 空港運営維持管理
- 8) 都市交通計画
- 9) 自然条件調査
- 10) 環境社会配慮
- 11) 関連法制度（PPPを含む）
- 12) 業務調整／招聘計画

3. 参考資料

貸与資料：

「Master Plan on Construction of 2nd Runway and Other Infrastructure Development Works at Hazrat Shahjalal International Airport」（2015年6月）、PQ資料、その他関連するバックデータ（図面、ボーリング調査の結果等）。

BRT建設事業に関する図面及びボーリング調査の結果。

上記貸与資料は、JICA南アジア部南アジア第四課において入手可能。

参考資料：

「バングラデシュ国 航空保安設備整備計画準備調査報告書（先行公開版）」（2014年4月）

http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12151429.pdf

4. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント/NGO等に再委託して実施することを認める。

- (1) 測量調査
- (2) 地質調査

なお、対象地域の自然条件については、既存の測量・地質調査の存在等を含め不明な点が

あるため、上記業務に係る経費の見積もりについては参考見積もりとし、調査業務と分けて見積もること。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

5. 便宜供与

本調査実施に当たり、コンサルタントは独自で調査を遂行することが求められる。カウンターパート機関からの特別な便宜供与は想定されておらず、執務スペースもコンサルタント自身で確保する必要がある。HSIA等で現地調査をする際はカウンターパート機関の許可を事前に得ること。現地調査の実施にあたって、バングラデシュ事務所の支援が必要な場合には、事前に相談すること。

6. その他の留意事項

(1) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、安全管理を所掌するバングラデシュ事務所より十分に情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、当地の安全状況、移動手段等について同事務所と密に連絡をとるよう留意すること。

(2) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上